第五十九条に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、認定事業継続力強化を行う者又は認定連携事業継続力強化を行う者に対し、認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

第五十九条を第七十七条とする。

第五十八条第六項から第八項までを削り、同条中第五項を第八項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　経済産業大臣は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化を行う中小企業者について、その事業継続力強化又は連携事業継続力強化の状況を把握するための調査を行うものとする。

7　国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業、認定異分野連携新事業分野開拓事業、認定経営力向上事業、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第五十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等について、その社外高度人材活用新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

第五十八条を第七十六条とする。

第五十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

第五十七条に次の一項を加える。

5　国は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に必要な資金の確保に努めるものとする。

第五十七条を第七十五条とし、第五十六条を第七十四条とする。

第五章を第六章とする。

第四章第三節中第五十五条を第七十三条とする。

第四章第二節中第五十四条を第七十二条とし、第五十三条を第七十一条とする。

第五十二条第二項中「第五十二条第一項第一号イ」を「第七十条第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第五十二条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条を第七十条とし、第五十一条を第六十九条とし、第五十条を第六十八条とし、第四十九条を第六十七条とする。

第四章第一節中第四十八条を第六十六条とする。

第四十七条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十八項」に改め、同条を第六十五条とし、第四十六条を第六十四条とし、第四十三条から第四十五条までを十八条ずつ繰り下げる。

第四章を第五章とする。

第四十二条中「第二十七条から第三十一条まで」を「第三十三条から第三十七条まで」に、「第二十七条第三号」を「第三十三条第三号」に、「第三十条」を「第三十六条」に、「第二十九条中」を「第三十五条中」に、「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十九条から第三十一条まで」を「第三十五条から第三十七条まで」に改め、第三章第五節中同条を第四十八条とし、同条の次に次の一章を加える。

## 第四章　中小企業の事業継続力強化

### 第一節　事業継続力強化

（事業継続力強化計画作成指針）

**第四十九条**　経済産業大臣は、事業継続力強化計画（次条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。）及び連携事業継続力強化計画（第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。）の適確な作成に資するため、これらの計画の作成のための指針（以下この条において「事業継続力強化計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、中小企業者の事業継続力強化に対する取組の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業継続力強化計画作成指針を変更するものとする。

3　経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事業継続力強化計画の認定）

**第五十条**　中小企業者は、事業継続力強化に関する計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業継続力強化の目標

二　事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ　自然災害等が発生した場合における対応手順

ロ　事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう。第五十二条第二項第三号ロにおいて同じ。）の種類

ハ　損害保険契約の締結その他の事業活動を継続するための資金の調達手段の確保に関する事項

ニ　事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

ホ　必要な組織の整備、訓練の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組に関する事項

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組に関する事項

ト　その他経済産業省令で定める事項

三　事業継続力強化の実施時期

四　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業継続力強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること。

（事業継続力強化計画の変更等）

**第五十一条**　前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十四条第一項及び第七十七条第五項において「認定事業継続力強化計画」という。）に従って事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。